

令和3年8月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月12日(木) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について

議案第7号 小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第8号 小郡市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(18名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠員)	4番	山下 芳文 (欠席)
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	(欠員)
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘 (欠席)	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則 (欠席)		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 こんにちは、総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
猛暑日が続いておりましたが、大豆の播種も終わり、農繁期も一段落となったところです。
しかしながら、まだまだ暑い日が続いておりますので、体調管理にご注意ください。
また、新型コロナウイルス感染症についても、2日から31日まで、まん延防止措置が発令されましたので、不要不急の外出や三密対策など、今一度、手指消毒やマスクの着用など、ご注意をお願いいたします。
このような中、小郡市農業委員会定例総会を開催いたしましたところ、ご参集頂き厚くお礼申し上げます。
本日は議案 8 件、報告事項 3 件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は18名で委員定足数に達しております。  
なお、議席番号4番委員、19番委員、23番委員より欠席届が出ています。  
よって、令和3年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、21番 久光 壽子 委員、22番 草場 小夜子 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

- 議長 これより日程第2、議案の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。
議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、干潟地内の田1筆及び吹上地内の田1筆、合計2筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間での贈与となっています。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、山隈地内の田4筆です。3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページをお開き下さい。番号3は、三沢地内の田5筆です。3条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明します。

番号1は、二森地内の田1筆、現況地目が雑種地となっているものです。

自動車整備工場及び事務所として転用申請があり、令和元年7月の総会で審査いただき、令和元年9月に県より許可が下りた案件です。

(位置図で場所の説明)

申請地から500メートルの圏内に「ゆきざね歯科」さん、「浜崎外科」さんが位置する関係となっています。該当地の西側の市道内には上下水道管が埋設されており、該当地は3種農地に該当します。

今回の申請は、備考欄に「計画どおりに事業を遂行できない理由」を謳っておりますように、「譲受人A」さんが許可を受けておりましたが、その後、「譲受人A」さんが死亡されたため、その譲渡人「B」さんが事業の継承ができないため、新たな譲受人「C」氏を選定し、事業の継承を行おうとするものです。

事業計画の変更はないため、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

なお、この案件は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 第2分科会からご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、46件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1から、議案書21ページの番号43までは譲渡人は異なりますが、譲受人が同一の案件ですので、まとめて、ご説明いたします。

所在地は干潟地内の田65筆、面積46,230.33平方メートル、畑40筆、面積27,979.06平方メートル、田、畑併せて、合計105筆、74,209.39平方メートルです。

転用目的は貸倉庫を建築するため、転用の申請があったものです。

なお、田畑以外、非農地部分も含めまして、全体の開発面積は約8万4千平方メートルとなっています。

(位置図で場所の説明)

農地につきましては、北側の方に、農地が連担していくような形になりますので、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第1種農地に区分されます。

1種農地につきましては、原則的には農地転用が許可できないこととなりますが、今回、こちらの計画地については、「農村地域への産業

の導入の促進等に関する法律」に基づく実施計画が設定されております。

当該申請地にこれが定められ、これに基づく施設を整備するために行われるため、例外規定に該当することとなります。

なお、北側の市道は現況幅員を南側に拡幅するほか、西側の隣接する住宅との間には緑地帯を設ける計画です。

申請地には倉庫を1棟建設する計画となっておりますが、その西側に流量調整池を確保する計画です。

また、開発地内には農業用水路が有りましたので、周囲の部分に付け替えを計画しています。

西側の市道側の上水道を利用する計画です。現在の計画では浄化槽を設けて汚水を排水し、先では、公共下水道を利用する計画と伺っています。

もう一点、流量調整池の西側、既存の市道には歩道がないため、今回の開発に伴って、一部歩道を設ける計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に議案書の22ページの番号44及び番号45は、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一の案件ですので、併せて、説明いたします。

所在地は光行地内で、畑3筆、面積合計336平方メートルです。露天駐車場として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

譲受人は連担する集落の中に居住するとともに、業である建設業を営んでいるため、従業員及び来客用に露天駐車場を設置しようとするものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、農地の広がりから、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に在る農地のため、第1種農地に区分されます。

しかしながら、申請地の周辺地域に居住する者(譲受人)の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、第1種農地の例外規定に該当します。よって立地基準を満たしているところです。

雨水排水については、敷地内は砕石を敷き、南側の市道へ排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号46は、二森地内の田1筆です。

議案第2号の中で、説明しましたように、譲受人が変更になったため、再度の申請となっているところです。

当該申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500メートル以内に2以上の教育・医療施設がある第3種農地に該当し、原則転用できます。

(位置図で場所の説明)

転用目的欄に記載しておりますように、自動車整備工場及び事務所としての転用申請であり、譲受人以外で事業内容の変更はないため、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、番号1から番号47までは、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見・質問ないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の23ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について説明を申し上げます。

番号1は、赤川地内の田2筆、畑1筆、計3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、光行地内の田1筆、下西鯨坂地内の田2筆、計3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、上西鯨坂地内の田3筆、下西鯨坂地内の田4筆、計7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、

(第3分科会長欠席により) 議席番号8番委員よりご報告をお願いします。

○議席番号8番委員 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第3分科会から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について3件を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定については、例年、年に2回、利用権設定の受付を行っていますが、補助事業等の要件を満たすために、例外的に申請を受理いたしております。

番号1は、井上地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

6月の利用権設定に間に合わなかったため、申請があったものです。

番号2は、福童地内の田6筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

県農業振興推進機構を介しての賃貸借の設定を行うため、申請があったものです。

次に、議案書26ページ、番号3は、小郡地内の田4筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

6月の利用権設定に間に合わなかったため、申請があったものです。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会議席番号8番委員よりご報告をお願いします。

○議席番号8番委員 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借3件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について、を議題とします。

農業振興課より提案理由の説明をお願いします。

○農業振興課 農政係長
提案理由の説明

○議長 農業振興課より提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第6号について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認し、意見書をつけ

市へ回答いたします。

○議長 続きまして、議案第7号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、説明いたします。

議案書27ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律において、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、位置づけられ、同法第7条第1項において、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされております。

これを受けて、令和2年3月9日に、指針を定めたところであります。今回、令和2年度の実績を踏まえ、内容の一部を変更しようとするものです。

まず、1点目は、「2 担い手への3年後の農地利用集積目標」をこれまでの1,103ヘクタールから1,101ヘクタールへ変更しようとするものです。

これは、前回の制定時には新規集積面積を年間10ヘクタールとしておりましたが、直近の集積面積が低下し、年間7ヘクタールとなっておりますので、これに合わせて、3年後の集積目標を変更しようとするものです。

2点目は、「3 新規参入の促進について」を4経営体に変更しようとするものです。

これも、直近の参入の実績が低下しているため、これに合わせて、3年後の目標を変更しようとするものです。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 事務局からの説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

○議長 続きまして、議案第8号、令和3年度小郡市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案第8号、令和3年度小郡市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)についてご説明いたします。

例年、農地の利用状況調査を実施する際に、調査の期間などについて、同様の内規を定めておりましたが、国・県の技術的指導に基づき、議案として提案し、審議をお願いするものです。

議案書29ページをご覧ください。

まず、第2条において、8月から9月を農地パトロールの実施期間と設定しています。

次に、議案書30ページをご覧ください。

第6条において、「調査結果の整理」を農地パトロール終了後、行うこととしています。

遊休農地については、農地所有者等への「利用意向調査」の実施や、農地中間管理機構への通知や協議の勧告などを進めることとなりますので、各委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

また、農地の復元に関して、不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会で議決された場合には、農地台帳から削除することとなります。

「復元が不可能な土地」との判断が難しい農地については、事務局も一緒に現地確認していきますので、ご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 事務局からの説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第8号は、原案のとおり決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の32ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

番号1は、吹上地内の田1筆です。  
贈与のため、合意解約されるものです。

番号2は、小郡地内の畑1筆です。  
借り人の都合により、合意解約されるものです。

番号3は、干潟地内の田1筆です。  
貸し人の都合により、合意解約されるものです。

次に、議案書の33ページ、番号4は、干潟地内の田1筆です。  
貸し人の都合により、合意解約されるものです。

次に、番号5は、干潟地内の田1筆です。  
貸し人の都合により、合意解約されるものです。  
詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の  
転用届出について、2件の報告いたします。

番号1は、津古地内の畑1筆です。  
介護施設を建築するため、届出が提出されたものです。

番号2は、大保地内の畑1筆です。  
集合住宅、賃貸用共同住宅を建築するため、届出が提出されたもので  
す。  
詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の35ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の  
転用届出について、1件の報告いたします。

番号1は、寺福童地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。  
詳細については記載のとおりであります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年8月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和3年8月12日(木) 午後 3時 1分 閉会